

調査に必要な手続き

海上保安庁・特別採捕関係・水産庁関係

2016年度作成

船舶・海洋オペレーションセンター

はじめに

- ・ 海洋で調査を行う際には、実施海域により様々な許可・届等が必要になります。
- ・ 船舶・海洋オペレーションセンターでは、このうち、海上保安庁関係・特別採捕関係・水産庁関係の事務手続きを行っています。
- ・ 各書類について簡単な説明を作成しました。参考になれば幸いです。

※詳細は各々規定されていますので、概要となることをご留意ください。

海上保安庁関係

種類	海域	適用法令・備考
作業許可	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定港内及び境界付近、特定港以外の港則法適用港又は境界付近での工事・作業等 ■ 海交法の航路及びその周辺での工事・作業等 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 港則法 31 条・ 37 条 ➤ 海交法 30 条 ➤ 規定違反には 3 ヲ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金の規則有り
作業届	<ul style="list-style-type: none"> ■ 作業許可に当たらない海交法適用海域 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 海交法 31 条
作業通報（お知らせ）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 作業許可及び作業届必要以外の全海域 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水路業務法第 19 条 ➤ 地形及び水深が変化する場合 ➤ 海域及び調査の性質上周知しておいた方が良い場合

※ 1. 情報は航行警報にて周知されています。（保安庁判断で必要あれば。）

※ 2. 海上保安庁関係では、観測・調査の分類は無く、これらは作業とみなされています。

※ 3. 海域によっては、生物採取には特別採捕許可取得が必要です。

漁業調整規則に基づく 都道府県への特別採捕許可の申請

- 漁業法及び水産資源保護法に基づき、各都道府県ごとに漁業調整規則（海面・内水面）が定められており、管轄する海面等での水産動植物を採捕する者に適用される規則です。
- 漁業調整規則は漁具・漁法、採捕禁止区域、魚種ごとの採捕禁止期間、体長制限等様々な規制が定められています。
- 内容は都道府県によって異なります。当該都道府県の規則をご確認ください。
- 管轄海面は「各都道府県の地先」となります。

特別採捕許可

- 特別採捕許可は、漁業調整規則内での禁止事項を試験研究の為に適用除外とするための許可です。
- 許可書記載事項のみが許可されます。
(採捕重量、漁具・漁法、地点、期間、船舶、採捕従事者等)
- 許可期間終了時には、採捕実績報告と許可書返納が義務付けられています。
- 許可内容を変更したい場合は変更申請が必要です。
(例：採捕従事者変更、採捕重量変更、漁具・漁法追加など)
- 商売目的の採捕は厳禁です。
- 違反した場合、6カ月の懲役もしくは10万円以下の罰金が科せられます。

水産庁への申請・届出

■漁業法関係で定められた漁業（指定漁業・特定大臣許可漁業・届出漁業）には水産庁への申請・届出が必要です。

※この他、各都道府県知事の許可を受けて行う、法定知事許可漁業とその他の知事許可漁業があります。

■本学で主に許可を取得している漁業は、延縄、トロール（そりネット含む）、イカ釣りです。

■新規実施については申請前に関係団体への周知徹底が必要です。

■海域によっては都道府県の特別採捕許可取得の上、申請が必要です。

漁協等からの同意書取得及び実施の周知

- 漁業権のある海域で調査を行う場合、漁業権を免許された漁協等からの同意書が必要です。
- 漁業権の設定が無い場合でも、海上保安部・都道府県・水産庁から指示があった時には、事前に説明会の開催や周知（文章による通知）が必要です。
(例：神奈川県関係では、青鷹丸による東京湾での調査では6団体に周知、
相模湾での調査では20団体に周知が必要)
- 同意書取得及び実施の周知は調査実施者にて対応をお願いします。

おわりに

- ・ 申請者で必要な手続きを確認の上、船舶・海洋オペレーションセンターへお手続きください。
- ・ 各申請には、書類作成提出後、1ヶ月程度を要します。
(例:水産庁の申請に特別採捕許可が必要であれば、それぞれ1ヶ月、合計2ヶ月が必要)
- ・ 手続きについては、調査計画書を元に行います。新規調査及び前年度実施調査で変更がある場合は、調査計画書の作成をお願いします。
(調査計画書：調査目的、調査項目と方法、いつ・どこで実施予定かが分かり、関係機関へ問合せができる内容のもの)
- ・ 関係各所からの問合せや、説明の要望及び同意書の受取りが求められた場合等は、調査実施者にて対応をお願いいたします。 (学長印が必要な場合は船舶・海洋オペレーションセンターで決裁を行います)

詳細、質問等については、船舶・海洋オペレーションセンターへお問い合わせください。

(内線0590)

関係法令・省令

■海上保安庁関係

インターネットにて「作業許可」で検索すると、各海上保安部作成のマニュアルが閲覧できます。
(内容は同じですが、各管轄海域に合わせて作成されています)

■特別採捕許可

インターネットにて「漁業調整規則 当該都道府県名」で検索すると、各都道府県の漁業調整規則が閲覧できます。
(都道府県によっては分かりやすい説明のページがあります)

■水産庁関係

「漁業法」、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」、「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令」

■漁業権

海洋台帳(<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/>)にて、漁業権の表示選択を行うと確認できます。